

「申京煥君を支える会」の記録（『むくげ通信』265号、2014.07.27、1~6頁）

一協定永住取得者初めての「強制送還」との闘い

飛田雄一

●韓国から被爆者・孫振斗さんが

1970年代の運動は今や歴史学の対象となっているようだ。むくげの会ができたのが1971年1月で、もはや会も歴史学の対象である。私は1971年から78年まで孫振斗さんを支援する活動に参加したが、最近若い研究者がその歴史を調査するというので持っている全資料をお渡しした。孫振斗さんは、1945年8月6日、広島で被爆した韓国人で、戦後、外国人登録令違反で韓国に強制送還された。その後、体調が悪く日本政府に原爆症の治療をもとめて日本（長崎県）に密入国したのである。孫振斗さんは治療に必要な原爆手帳の交付をもとめて裁判をおこし、地裁、高裁、最高裁（1978.3.30）で勝利したのである。



1974.3.30 読売新聞

●申京煥君が韓国に強制送還される？

私はまた、この孫振斗支援運動と時期的に重なる時期に申京煥裁判に係ることになった。この申京煥裁判ももはや歴史学の対象であろう。申京煥君を支える会は、1973年12月に作られ（当初は救う会、1974.2支える会に改称）、1978年9月11日裁判取り下げ、同年12月8日特別在留許可取得をへて、翌1979年3月10日のニュース最終号発行をもって終結したのである。最後の事務局メンバーは6名。日本人（川端諭、信長正義、飛田雄一）、朝鮮人（金元良、金成日、梁泰昊）だ。飛田は事務局長、信長さんは会計を担当していた。

申さんは、1948.1.15生まれ。1950.5.10生まれの私より2つ年上だがほぼ同年代。申京煥「君」という呼び方には違和感があったが、支援する側の年齢層から会の名前は申京煥君を支える会となったのは仕方がなかった。（このレポートでは、会の固有名詞では申京煥君、その他は、申京煥さんとする）

1965年3月、申さんは兵庫県立有馬高校をクラスでただひとり就職先も決まらぬまま卒業した。その後、親戚の土建業で働くが、不良仲間と強盗を働き、1968.5.14、静岡地裁で懲役8年の刑を受けた。見張り役であった申さんは、押しいったとき入口でトラブル時、怪我をした被害者に声をかけてタオル？を渡したことで人物特定がなされ、強盗致傷罪が成立したのである。この罪は強盗より罪が重い。1960年代後半の事件で、その後の時代であれば9名の仲間の日本人朝鮮人の罪の軽重などが問題となって、少年申京煥に対する量刑としては重すぎるということになったのではないかと思う。

申さんは、刑務所では模範囚として過ごし、懲役8であったが6年半で1973.9.20岩国少年刑務所を出獄する。が、その6日前に退去強制令書が発布されたのである。韓国に行ったこともない申京煥さんが、韓国に強制送還されそうになったのである。私がこの運動に係るきっかけは、最終号ニュースの「雑感」に書いてあるのでご覧いただければと思う。（本レポート5頁に収録）

申京煥さんの強制送還事件が特に注目されたのは申さんが、1965年日韓条約にともなう日韓法的地位協定による新しい強制送還規定が、初めて適用される事件であった点だ。入管法では1年以上の刑を受けた外国人は強制送還されることになっているが、日韓法的地位協定による「協定永住」では、一般的の外国人（協定永住を申請しなかった朝鮮人も含む）の1年で強制送還というのが7年とされたのである。協定永住取得者で8年の刑を受けた申さんがその強制送還可能性の第1号だったのである。申さんがそのまま強制送還されれば、日韓政府が一般外国人より優位だとされた協定永住が実際には協定永住を取得した韓国人にとって不安定は法的地位であることが明かになるという問題でもあり、その後7年を超える協定永住の韓国人が次々に強制送還されるということにもなるのである。

●裁判が始まる

裁判は、1974.1.25東京地裁で第1回公判が開かれた。その後、何回かの公判で原告側、国側から何度も準備書面が提出された。第10回公判1975.3.24では

大寿堂鼎、小田滋両氏の国際法からみた鑑定書が提出された。第12回公判 1975.9.22では、少年時代の申さんを知る（宝塚で牧師をしていた）崔昌華さん、第13回公判 1976.6.25では申さんの育った宝塚市ヨンコバの金泰浩さん、井熊一郎さんが証言した。第14回公判 1976.8.26、第15回公判 11.11では当時朝鮮研究所の佐藤勝巳さんが2回にわたって証言した。当時の佐藤さんは在日朝鮮人の法的地位問題の第一人者でもちろん私たちの主張を証人として補強したのである。

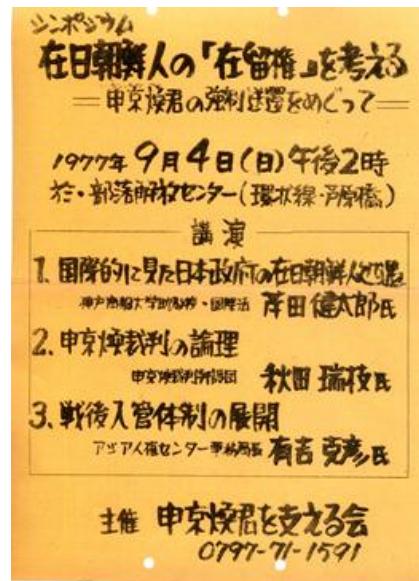
第16回公判 1977.2.21では李仁夏さん、第17回公判 4.27では申京煥さんの妹・点粉さん、母親の金弼連さんが第18回公判 6.6では国際法学者・高野雄一さんが鑑定人として証言した。そして第20回公判 12.5では申京煥さんと当時アジア人権センターの有吉克彦さんが証言した。第21回公判 1978.2.14に最終準備書面を提出した。その後第22回公判 6.13に裁判長の交代があり再開の形となつたが、先に書いたように同年 9.11 訴訟を取り下げ、12.8に特別在留許可を得たのである。この9.11から12.8までの3か月間、本当に許可はでるのか、法務省にだまされるのではないかと、やきもきしたことを覚えている。

●講演会、シンポジウムなどなど

支える会では、当初毎週のように事務局会議を開いた。1976年末まで週1回ペースは続けられた。今から思うとものすごいハイペースで、会場は日本基督教団宝塚福井教会だ。会の代表をされていた川端諭さんが牧師を務めていた教会だ。

公開講演会も何回か開催している。1975.3.30には仙石弁護士（後の民主党議員）、同年 11.22には田中宏さん、1976.2.22には李殷直さん、1977.4.16には、「シンポジウム・申京煥裁判」（東京）で中平健吉弁護士、河野敬弁護士、中村尚史さん、田中宏さん、同年 5.18には西山要弁護士が講演してくださった。

1976年9月から12月にかけては、講演録第1集のところにポスターを掲載しているように姜在彦、金時鐘、曹基亨、佐藤勝巳の各氏が講演している。その後も、1977年9月には右のポスターのようなシンポジウムも開催している。

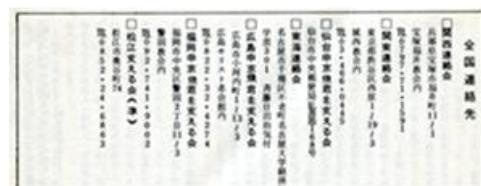


1977.12.5には金石範さん、1978.4.22には金東勲さんの講演会も開いた。（金石範さんの講演録はニュース21号に収録）1977.11.19には梁泰昊さん、1978.3.17佐藤勝巳さんなどだ。

●全国各地への運動の広がり

支える会の運動は宝塚が中心だったが、当時同時並行的に闘っていた朴鐘碩日立就職差別裁判

（1974.6.19勝訴判決）の集会等で申京煥君のアピールとすることも多く、この日立闘争と連動して全国にも支援の輪が広がつていった。1974.3.15には大阪のKCC会館で「支える会関西連絡会」（KCC、韓青同、韓学同、韓国青年会、東大阪反入管連絡会議、大阪市外教、韓国教会青年会、在日外国人の人権を守る会）が結成され、その後、全国ニュース3号（1976.5.15）によると以下のように関西連絡会、関東連絡会、東海連絡会、それに、仙台、広島、福岡、松江にグループができている。



●A B論争、そして「凍結」

そしてもうひとつ支える会の運動にとって大事件が起こっている。それはいわゆる「凍結問題」だ。それは、全国各地に支援グループができたが、宝塚以外のグループの活動を凍結させるというのだ。実は、有名な「A B論争」というのが1975.8.16～17の名古屋学生センターでの全国合宿から始まったのである。いまとなってはどちらがAでどちらがBだったか覚えていないくらいだが、全体状況を主命題と考えるか、個別（申京煥）状況を主命題と考えるかという論争だ。

全体状況を主と考える活動が申京煥君の在留資格取得に不利な条件をつくりだす可能性がでてきたの

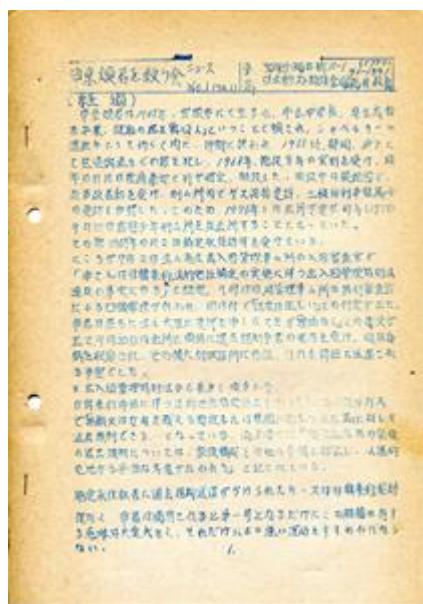
だ。1976.2.1 に宝塚で全国会議、2.19 にも緊急全国会議、2.29 にも全国会議（東京）、7.17～18（名古屋）、7.31～8.1（東京）、8.25～26（東京）と全国会議が開かれ、ついに同年 9.18 神戸での全国会議で「宝塚以外の支える会の活動を凍結する」ことが決定されたのである。いや、ほんとに熾烈な論争であったが、つまらない論争でもあった。私自身が 70 年前後のベ平連運動のなかで政治党派から「いま ×× に参加しないのは反動・反革命である」と言われて、「いやいや△△も大事でしょう、あなた方はその△△に取り組むんですか」といちおう言い返しておいて、組織防衛（？）を果たしてきた論争とまあ同じようなものだ。でももしこの A B 論争に敗れていたら、申君の特別在留資格取得は難しかったと思う。同年 1976.10.25 に「『凍結』に至る経過報告」を全国に発送して凍結が完了したのである。（この経過報告文書は、B 4、4 枚？ のものだが、実はそれが見当たらない。保存されている方は至急飛田まで連絡願いたい。）

●支える会の出版物

支える会は、多くのニュース、資料集、講演録を発行した。以下、その記録である。※印の資料は在庫があるので希望者には無料でお送りする。郵便振替<0 1150-4-43074 飛田雄一>に 100 円を送金すればその住所に送付。ニュースは、近々に PDF ファイルにしてデータとして提供できるようにしたいと考えている。

◆ニュース（宝塚）

1 号、1974.1



※当時はガリ切印刷。印刷技術にたけていても印刷枚数に制限がある。1 号は、4 頁のもので大量に印刷したので、上のガリは福井教会のメンバーでもあった初版の I さんのもの、飛田が同内容の 2 版をつくった。

2 号、1974.3.24

3 号、1974.5.19

- 4 号、1974.6.23
- 5 号、1974.7.28
- 6 号、1974.10.6
- 7 号、1974.11.23
- 8 号、1975.2.2
- 9 号、1975.3.23
- 10 号、1975.5.5
- 11 号、1975.6.28
- 12 号、1975.9.28
- 13 号、1975.11.22
- 14 号、1976.10.17
- 15 号、1976.12.10
- 16 号、1977.4.3
- 17 号、1977.5.20
- 18 号、1977.7.31
- 19 号、1977.10.26
- 20 号、1978.1.22
- 21 号、1978.4.16 (金石範講演録「朝鮮人が日本で生きること」1977.12.5 ほか)
- ハガキニュース（特在がおりました）、1978.12.17

宝塚に特在がわりました。

1978.12.17

★ ニュース 21 号（1978.4.16）より長い箇所がとばれて申し訳ありませんでした。まるで 12 月 5 日、申君と特在を包帯（特在）がありました。

★ 本号 2 月 14 日の公判で金井昌司より監禁権画面を穿出して特審し、ひと月ほどをまつたといい状態でした。ところが 3 月末に裁判員の代りがあり、審理が開かれることになりましたが、おの山下が長めを穿したことおよび申君の面倒が手始めの中で死亡したことがアイヌン原因としていくことが考えられました。

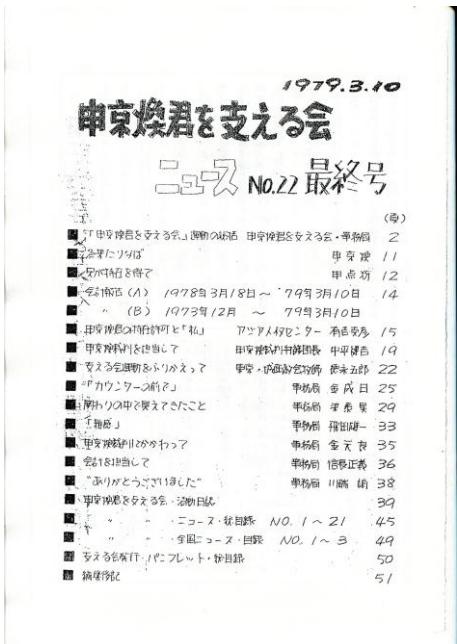
一方申君は、74 年 2 月に入府収容跡から脱出されて以来、3 ケ月ごとに脱出失敗という落着つかない逃亡を強いられており、今回の審理期間によりやれどもまたへ引き込まれるということになりました。この一審公開ででも逃れぬところまでさがる特在がついでご審三審としまして 1 年半 6 カ月を費すといふことになりました。この 1 年半は申君本人にとって耐えがたいものでレリ、早くこのままやり切るのに用意け法務入院にて申君を保護され、その間で監禁権を提出したところ、12 月 8 日、裁判官の特在がわりました。

★ される急に申君の在留が確保されたことにナリ、審理の予定に入りましたが、予算 1 月才障とメドにニュースの最終号を出しました。そこまで申君の支える会の活動をまとめてまいりましょう。

次 また、支える会本拠地の甲子園球場がひんぱなのは、平成 1 月中旬のお試合します。
せんよく御立場をなさざら 申君を支える会です！
申君の特在をやめます。 今後はお手伝いをります。

申君の特在をやめます。 078-851-2762
1657 神戸市北区山田町 1丁目 1-1 神戸特許センター前

22 号（最終号）、1979.3.10



※2～3頁はこの文章6頁に収録。

◆ニュース（全国連絡会のニュース）
1号、10頁、1975.12.15



2号、14頁、1976.2.1
3号、12頁、1976.5.15

◆資料集

1号、68頁、1974.2（12.8 東京集会基調報告、申京煥君の手紙、申点粉さんの嘆願書、基督教青年会アピール、日韓キリスト教指導者の要望書ほか）



- 2号※、37頁、1976.1（3.30集会報告集）
3号、25頁、1975.3（申京煥発言集）
4号、55頁、1796.5（訴状、被告国準備書面、大寿堂鼎、小田滋鑑定書ほか）

◆証言集

- 1集、96頁、1977.4（崔昌華、金泰浩、井熊一郎、佐藤勝巳（上、下））
2集※、42頁、1977.7（李仁夏、金弼連、申点粉）
3集※、25頁、1978.4（申京煥、有吉克彦）

◆講演録

- 1集、102頁、1976.11、在日朝鮮人の日本渡航史 姜在彦（同『在日朝鮮人渡航史』を再録）



2集、42頁、1977.8、金時鐘、佐藤勝巳、曹基亭

◆その他

- ・ 聞き書き集、47頁、1976.1
- ・ 学習資料、大寿堂鼎「旧属領民の退去強制」

- ・ 学習資料、高野雄一「鑑定書」
- ・ 仙台・申京煥君を支える会 「4・18 講演集会（李殷直）特集号」、1976.6、16 頁



申京煥君を支える会ニュース 22 号
(最終号、33~34 頁、1979.3.10) →

●さて、活動資金は？

申京煥裁判は、弁護士が手弁当でかかわってくださったことにより財政的にどうにか進めることができた。以下は、支える会全期間の会計報告である（ニュース最終号収録）。当時のお金で 555 万円の収入、支出なので多くの支援者に支えられて運動が進められたことになる。最終の会計担当は信長正義さん、ガリ版は飛田のものである。むくげ通信編集後記の飛田の字は、きたない、乱暴、ヘンとツクリが離れていて読みにくく・・・と不評だが、当時は結構きれいな字を書いていたようだ。

35 年後の活動記録としては不十分なものだが、以上、総まとめの記録とする。

会計報告(B) (1973.12 ~ '79.3.10)	
収入	支出
会費 1,233,550	公判費用 1,543,555
-船井 1,225,7978	印刷費 2,174,306
飛田 823,815	通信費 820,787
賛助上り 1,242,009	講演料 611,840
	会議及事務費 373,539
	雜費 33,325
	(小計) 5,557,352
	残高 0
合計 5,557,352	合計 5,557,352

(34)

雜感

申京に月に井住が出て、ひつて申京事件が終結し、感無量の思いだ。申君や申君の家族に接するだけに「よかつたなあ」と、へ感想は大きくなるがゆえ。

私との争いとの最初の関わりは 73 年の 1 月頃だ。宝塚市議会の川端先生から、京都の飯沼一郎先生の紹介だと、いうふうで電話があり、とにかく福井放舎へ出かけていつて、「迷途である、大変だ、大変だ」という時期だったが、當時、私が比較的大きな運動に詳しいといつて、岡田在住の弁護士の方に電話で申君事件の事情を説明したりした。お金の問題等で、申君事件の事情を説明したりした。うつてやうるのうるしなつ、裁判の調査に進んでいく。

私はその後しばしば申君のことを思っていたが、4 年の月、もうより、事務局会議が定期化され、それより又事務局へ頒布されるようになった。当時、私の争いにもかかわって「に」に開催で、毎週の会議に参加するのも大変だったのに少し力がつくと、「二週間に一回、相談役的に参加します」と「」とつけて「二週間に一回、相談役的に参加します」と言つた。ところが、なんやかんやとなる事がいつもありまだ事務局にたけで「」もあるって知らなかつて事務局は「昇格」、毎週、神戸から宝塚に通つてとなつた。

以後五時間、本当にいろいろなことがあつたが、すべて良い体験であった。取づしまさに書いてみる。

☆ おえきの運動の中でも多くの朝鮮人・日本人の友人がたくさんいた。朝鮮人とは当初、相次いで運営などがあり少しあつたが、その後、運営の中でも「の運動」は個別支障運動にとれども、だつたが共作業を進めるうちに「の運動」もなくなってしまった。私は元前後にペ平連運動に巻きこまれて、政治家との対抗、その種の譲讓には慣れている方だったが、それでも支障運動の中では特に「昇格」にいたる過程で多くのエネルギーと消耗した。幸い宝塚事務局内での種の譲讓がなかったので（なぜほんにやるものが？）、エネルギーと消耗したのだと思つ。

☆ 個別支障運動と全体的視点との問題はよくだされたが、吸収して生産的でないようと思われる。どううにハイアートとおもかで簡単になるのだが、「の運動」は個別支障運動にとれども、朝鮮人とは当初、相次いで運営などがあり少しあつたが、その後、運営の中でも「の運動」は個別支障運動にとれども、だつたが共作業を進めるうちに「の運動」もなくなってしまった。私は元前後にペ平連運動に巻きこまれて、政治家との対抗、その種の譲讓には慣れている方だったが、それでも支障運動の中では特に「昇格」にいたる過程で多くのエネルギーと消耗した。幸い宝塚事務局内での種の譲讓がなかったので（なぜほんにやるものが？）、エネルギーと消耗したのだと思つ。

い朝鮮人もいるのですある。並に、ほんの事だが要は、色々の主張性の問題である。

☆ 運動の過半は推移であると認識していたが、おまけにその通りであった。そのま、事務局には多様な人がいてうまく分担をしたと思う。ほんじ、夜やぞくまでニコース等の余送と手伝ってくれたよく「会のメーバー」など、あの印刷用のカーネルがおのれの全部のあくびを書いてくれに私の父に感謝してくる。

☆ 個別支障運動と全体的視点との問題はよくだされたが、吸収して生産的でないようと思われる。どううにハイアートとおもかで簡単になるのだが、「の運動」は個別支障運動にとれども、朝鮮人とは当初、相次いで運営などがあり少しあつたが、その後、運営の中でも「の運動」は個別支障運動にとれども、だつたが共作業を進めるうちに「の運動」もなくなってしまった。私は元前後にペ平連運動に巻きこまれて、政治家との対抗、その種の譲讓には慣れている方だったが、それでも支障運動の中では特に「昇格」にいたる過程で多くのエネルギーと消耗した。幸い宝塚事務局内での種の譲讓がなかったので（なぜほんにやるものが？）、エネルギーと消耗したのだと思つ。

「申京煥君を支える会」運動の経緯

申京煥君を支える会・事務局

①はじめに

昨年十二月八日、申京煥君に特別在留許可が出て、申君の「強制送還事件」は実に五年ぶりに解決したのである。申君の強制送還とやらせるために活動してきた支えをも含む最終のニュース発行に際して、この五年間の歩みをふりかえてみたい。

②事件の発端

申君が懲役八年の刑と五年半に短縮して韓国少年刑務所と生所しには一九七三年九月の事である。申君はただ家族のことを思ひ苦しい刑務生活を耐えて五年半で出所したが、街でいたのは牢獄のアボジ(父)オモ

ニ(母)ではなかった。岩田少年刑務所の前で待つていたのは入管の役人であり、申君はすぐ大村收容所に送られた。

その秋の韓国への送還船の出港日は、十一月二十八日であったが、その十一月の初めの二回大村收容所内で送還船泊港が決まりた。そこには申君の名前があつた。日本に生まれ育ち、申君が、少年時代に犯した罪の故に、また一度も行ったことない韓国に強制送還されることになったのである。

申君の家族らが八方手とつくしながらどうにもならず、最後の手段として裁判を起こすことになった。訴状提出したのが十一月十四日、送還の執行停止する決定が出たのが十一月二十二日、送還船の一周回前のことだ。

た。この執行停止の決定によりかくやく十一月二十八日の送還船に乗せられることを免れたが、それから申君の長い斗争が始まった。

翌一九七四年三月十九日、申君は幸い大村收容所から仮放免(ハセイ)宝塚の自室に戻る。一九六七年八月の送還以来実に六年半ぶりのことである。五月前の申君の大村收容所での生活は「無期囚のようだ……一日ごとに松と塵に化してゆきました……」といつこのだらな。

申君の身分は「仮放免」で、これには一ヶ月毎(移に三ヶ月毎)に入管に出頭すること、活動範囲が制限されることがあつた。活動範囲は仮放免当初は、宝塚入管のある神戸市内、次に兵庫県になり、最後には兵庫県および大阪府となつた。活動範囲制限のため裁判で東京都へ行く度に神戸入管で旅行許可を得なければならぬ。又、大阪でタクシーの運転手をしている申君は奈良、京都の宿を乗せることは仮放条件違反となるのである。

③裁判の展開

裁判は一四年一月二十二日から始まる。第一回の公判には二月二十二日仮放免(ハセイ)申君を出庭した。原告(申京煥)と被告(入管)との辯護者席をやりとりする公判が何回かいらがれますが、その中で七四年七月二日(ハセイ)五回公判で、「退去強制処分の取消と特別在留許可を求める」訴訟に加えて、申君が引続き法定永住許可者であることを主張する「法定永住取消訴訟」と新たに起きた。以降、二つの訴訟が同じ法廷で争われることになる。

一五年九月二十二日の九十二回公判より、ハセイは証人調べに入った。オ十二回は申君の育った朝鮮人部落、ヨンコバで牧師としていた崔慶華氏、申君の少年時代、当時のヨンコバの状況を証言した。

一九十三回の公判は、一六年二月二十七日(ハセイ)二十八日、宝塚のヨンコバで出張公判が開かれ、そこで申君のアホジ、オモニ等の話を聞く予定になっていたが、その出張裁判は裁判所側の一方的な判断により中止させられた。その理由の一つは、出張裁判の目的であつた宿にさりの

